

輪島市災害復旧復興事業〇〇〇〇エリア技術協力業務 特記仕様書（案）

1. 業務目的

本業務は、「輪島市災害復旧復興事業〇〇〇〇エリア整備工事」において発注者、設計者及び受注者が協力して受注者の施工技術に基づく設計を完成させる業務である。

（調整・協力）

本設計の実施に係る発注者、設計者及び受注者は、「設計協力協定書（案）」の締結に基づき、本設計に関する調整協議を行う。なお、調整は発注者が行うものとし、受注者は真摯に対応し、協力するものとする。

2. 履行期間

履行期間は、業務委託契約締結日の翌日から令和 12 年 12 月 20 日までとする。（予定）

3. 管理技術者

管理技術者は、本業務に関し、発注者、設計者との三者協議の状況を把握するとともに業務の管理を行う。

管理技術者は、次に掲げるいずれかの資格を有する者とする。

- ・技術士（建設部門、上下水道部門、農業部門-農業農村工学(旧農業土木)）
- ・RCCM「登録証書」の交付を受けている者
- ・土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1 級）
- ・1 級土木施工管理技士

4. 土地の立入り等

業務の実施に当たって土地への立入りの必要がある場合は、発注者から身分証明書の交付を受け、所定の手続きを経てから立ち入るものとする。

土地への立入りに際し、関係人から本業務に関する身分証明書の提示を求められた場合は、提示しなければならない。土地への立入りにより受注者の責に帰す損失（本特記仕様書に協議事項等と明記された場合を除く。）は、受注者が負担するものとする。

5. 個人情報の取扱い

受注者は、本業務の実施に当たって、別紙 5 に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6. 業務内容

6-1. 対象工事の概要

対象エリアにより
概要が異なる。

(1) 対象工事エリア

- ① エリア名称 ○○○○エリア
 - ② 工事場所 輪島市○○町外
- ※ エリア位置図参照

(2) 工事の規模・内容

- ① 道路工事 路線総延長 00000m
 - ② 橋梁工事 ○橋
 - ③ 下水道工事（雨水） 管路総延長 00000m
 - ④ 下水道工事（汚水） 管路総延長 00000m
 - ⑤ 上水道工事 管路総延長 00000m
 - ⑥ 農地・農業用施設工事 水路総延長 00000m
 - ⑦ 建築工事 ○施設
- ※ 工種別対象工事平面図参照

(3) 工事実施期間

令和 8 年 9 月以降、施工可能な箇所から工事種別、年度別に適宜契約し、当該契約毎に工期を定める。

なお、エリア内全対象工事の完成目標は令和 12 年度末とする。

6-2. 業務内容

(1) 設計図全般に対する技術検証（設計内容の確認）

受注者は、設計者が行う設計の内容に対して技術提案が適切に反映されていることを確認する。

また、技術提案以外の部分を含めて施工性の観点から設計の内容の確認を行う。

(2) 工事着手計画及び施工計画の作成

① エリア内工事着手計画（エリア工程計画）の検討、提案

受注者は、設計者が行う設計進捗状況、他機関事業の進捗状況、その他制約条件を踏まえ、エリア内の工事着手計画を作成する。

② 施工計画の検討、提案

受注者は、設計者が行う設計の内容に応じた工事工程表、施工手順、施工方法、資材・機械の搬入計画、施工ヤード計画等、工事の実施に当たって必要な計画を記載した施工計画を作成するものとする。

(3) 技術情報等の提出

受注者は、発注者から実施することが認められなかった技術提案を除き、技術提案の適用判断の際に必要な、技術提案に関する機能・性能、適用条件等の技術情報、見積り、見積根拠等を提出するものとする。

その他、発注者から指示があった場合、技術提案の内容に関わらず、コスト縮減や工期短縮、施工時の制約条件への対応、周辺環境への負荷の低減等に有効な技術情報の提供を行うものとする。

(4) 工事費管理支援**① 工事費内訳明細書の作成・更新**

受注者は、設計者が行う設計の内容に応じた工事費を算出する。なお、工事費の算出方法については、設計の進捗に応じて調査職員と協議を行うとともに、必要となる工事費算出の根拠となる資料を提出するものとする。

② 工事費管理支援

受注者は、工事契約の都度、事業別に工事費調書及びその算出の根拠となった資料を発注者に提出するものとする。

(5) 地元及び関係機関との協議資料作成支援**① 地元協議資料作成**

受注者は、近隣住民及び町会への説明会等資料について、施工図等の資料作成支援を行う。

② 関係機関協議支援

受注者は、発注者及び実施設計者が行う関係機関との協議の資料について、施工の視点からの助言を行うとともに、施工図、工程表等の資料作成支援を行う。

(6) 設計調整協議

受注者は、発注者及び設計者と設計に関する設計調整協議を行う。

なお、設計調整協議は、対象工種数（道路、橋梁、下水道（汚水・雨水）、上水道、農地・農業用施設、建築）×2回の回数を想定している。

(7) 図面修正、数量計算

受注者は、完了済の設計成果に対し、前（1）により修正すべき事項の整理を行うとともに、施工計画に係る図面の修正及び数量計算を行う。

(8) 被災調査の協力

受注者は、設計者が実施する設計に必要な調査への技術協力を行う。実施内容は、土砂や瓦礫の堆積等の撤去、水替え、足場の組立、試掘等を予定するが、実施の具体的な仕様については、調査が必要となった箇所の状況に応じて別途協議によるものとする。

(9) 報告書の作成

受注者は、業務において作成した計画図、工程表、提案書、見積書、他根拠資料について取りまとめた報告書を作成する。

7. 業務内容の追加

本業務を遂行する上で業務内容を追加する必要がある場合は、受注者と発注者の協議により設計変更の対象とし、実施するものとする。

8. 契約変更

本業務の内容及び数量に変更が生じた場合は、受発注者協議の上、契約変更の対象とする。

9. 打合せ協議

打合せ協議は、着手時 1 回、業務途中 R8 : 1 回、R9 : 3 回、R10 : 3 回、R11 : 3 回、R12 : 2 回、完了時 1 回の計 14 回を予定している。

なお、着手時及び完了時は、管理技術者が立ち会うものとする。

10. 業務の成果物

業務を完了したときは、次に掲げる成果物を提出すること。なお、成果物は、紙面及び電子データでそれぞれ提出するものとし、データ形式や提出形状等は事前に発注者と協議すること。ただし、図面データ形式は、PDF 形式、DWG 形式、DXF 形式の 3 形式での提出とする。

- ① 業務報告書
- ② 各種技術検証資料
- ③ 工事費内訳明細書
- ④ その他発注者の指示するもの

以上